

鳥羽市宿泊施設バリアフリー改修工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者及び高齢者（以下「障がい者等」という。）が本市へ観光にみえた際の利便性を高めることで、観光客数の増加に寄与することを目的として宿泊施設におけるバリアフリー改修工事に係る経費の一部を予算の範囲内で補助することに関し、鳥羽市補助金等交付規則（昭和49年規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項、第3項又は第4項の営業を行っている施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を行っている施設及びこれに類する施設を除く。）
- (2) バリアフリー改修工事 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第16条に規定する建築物移動等円滑化基準に適合するために行われる改修工事をいう。
- (3) ユニバーサルデザイン基準 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（平成11年三重県条例第2号）第17条に規定する整備基準をいう。
- (4) パーソナルバリアフリー基準 NPO法人伊勢志摩バリアフリースターセンターが推奨する、障がい者等が旅行する際に旅行者本人の障がい状態、介護するものの有無又は旅行の目的に着目し、障がい者等が快適に過ごすことのできるバリアフリー化を行うための基準をいう。

(補助対象工事)

第3条 鳥羽市宿泊施設バリアフリー改修工事補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる改修工事は、ユニバーサルデザイン基準及びパーソナルバリアフリー基準を満たす改修工事とする。ただし、構造上やむを得ない場合又は市長が

特に必要と認めた場合は、パーソナルバリアフリー基準のみを満たす工事についても補助対象工事とすることができる。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費は、バリアフリー改修工事に係る費用のうち工事請負費とする。

（補助金の額及び交付回数）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、上限を20万円とする。

2 補助金の交付回数は、1宿泊施設につき単年度1回とするものとする。

（申請）

第6条 補助金を申請しようとする者は、NPO法人伊勢志摩バリアフリースターセンターが主催する勉強会に参加し、かつ、無料相談を受けた後に規則第3条に規定する書類と本市における市税の完納納税証明書の写しを添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。